# 原子力損害賠償支援資金事務取扱規則 （平成二十三年財務省令第五十六号）

#### 第一条（通則）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第九十二条の二第一項に規定する原子力損害賠償支援資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（資金の受払い）

資金は、法第九十二条の二第二項の規定による繰入金をもって受けとし、同条第三項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

#### 第三条（資金受払簿）

経済産業大臣は、別紙書式の原子力損害賠償支援資金受払簿を備え、前条に規定する資金の受払いを登記しなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。